

路面店舗の管理規則

令和5年6月30日改定
横浜交通開発株式会社

第1章 総則

(目的)

第1条 この管理規則は、横浜市営地下鉄駅構内又は高架下ではない場所に設ける店舗、事務所、保育園、倉庫（以下「店舗」という。）を円滑に管理・運営することを目的とする。

(適用)

第2条 この管理規則は、横浜交通開発株式会社（以下「交通開発」という。）と出店事業者間で締結している賃貸借契約により設けた店舗について適用する。

第2章 運営

(店舗利用時間)

第3条 店舗は24時間利用できる。

(営業時間及び休業日)

第4条 店舗の営業時間及び休業日は、「必要事項届出書」（以下「様式-1」という。）により交通開発に届け出る。また、届出内容を変更した場合も同様とする。

(店舗責任者)

第5条 店舗との連絡を円滑に行うため、店舗責任者を「様式-1」により交通開発に届け出る。また、店舗責任者を変更した場合も同様とする。

(防火管理者)

第6条 消防法の定めにより、店舗の防火管理者を選任し、消防計画書を作成して所轄消防署に届け出る。また、防火管理者、消防計画書を変更した場合も同様とする。

- 2 所轄消防署に届出た防火管理者及び消防計画書（写）を交通開発に提出する。
- 3 店舗の防火管理者は、消防法の規定により店舗が設置した消火器等の消防設備の点検、維持管理を行う。また、点検時の報告書を所轄消防署に届け出るとともに、交通開発に写を提出する。

(緊急連絡体制)

第7条 火災等緊急時の連絡は、「緊急時・故障時等 連絡先（路面店舗）」（以下「連絡先」という。）により、速やかに連絡する。なお、「連絡先」は電話の近くの見える位置に掲出する。

2 店舗は、緊急時の連絡または通知が可能な連絡者の住所、氏名、電話番号（携帯番号）を「様式-1」により交通開発に届け出る。また、連絡者が変更になった場合も同様とする。

(清掃)

第8条 店舗内外は毎日清掃、整理整頓を行い、防災対応、保健衛生を確保する。

2 商品廃棄物や清掃等により発生したゴミ等は、自らの責任において適正に処理する。ただし、交通開発が処理方法について別途指示した場合は、これに従う。

(敷地の使用制限)

第9条 敷地内は常に整理整頓し、不用品、廃棄物等を置かない。

2 店舗外の敷地内で営業する場合は、「修繕等承認願書」（以下「様式-2」という。）により交通開発の承認を得る。

第3章 維持管理

(財産区分)

第10条 店舗に係る財産区分は、賃貸借契約書に添付されている「財産及び維持管理区分表」による。

(維持管理区分)

第11条 店舗施設、諸設備に係る維持管理は、賃貸借契約書に添付されている「財産及び維持管理区分表」による。

(施設保全)

第12条 店舗において、施設破損、設備故障等が発生したとき、またはその恐れがあるときは「連絡先」により、速やかに交通開発に連絡する。

2 店舗内外の修繕または改修を行う場合は、計画時にあらかじめ交通開発へ計画内容を連絡し、協議する。また、「様式-2」により、施工段階までに交通開発の承認を得る。

(店名・広告看板等)

第13条 店舗の店名・広告看板等を新たに掲出する場合は、第12条第2項の定めによる。

(通信設備)

第14条 店舗にケーブル等を外部から引き込む場合は、第12条第2項の定めによる。

第4章 その他

(店舗への立入り)

第15条 横浜市交通局が点検等で店舗内に立ち入る場合は、事前通知を行う。交通開発から点検等の立会を求められた場合は、店舗責任者は立ち会わなければならない。

2 緊急の場合、店舗の承諾を得ずに交通開発が店舗に立ち入ることがある。このような場合は、店舗へは事後報告となる。

(管理規則の変更)

第16条 この管理規則は必要により変更する場合がある。

2 変更があった場合、その都度、管理規則を配布し、また当社ホームページに掲載する。

以上